

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年5月19日（木）14:00～15:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授  
医療法人社団混志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

- 田中 義恭 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

#### <事務局>

- 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 日向 弘基 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について
- 3 閉会

---

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日のテーマは、「公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について」ということで、文部科学省に御参加いただいております。

資料につきましては、文部科学省から御提出いただいております。本日頂いている資料

については、議事要旨も含めて一部非公開にしたいという申出を受けております。これについて、文部科学省から理由と非公開にしたい具体的な範囲について御説明いただければ幸いです。

○田中参事官 それでは、引き続きまして、よろしく願いいたします。文部科学省高校担当参事官の田中でございます。

今、御指摘がありました点でございますが、個別の学校の課題に触れる部分、学校が対外公表していないデータを含んでいる部分につきましては非公開ということで、御理解を賜ればと考えているところでございます。

○八田座長 分かりました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、資料と議事要旨の扱いについては、そういうことでお願いしたいと思います。

本日の流れでございますが、冒頭に文部科学省から御説明いただきまして、その後に先生方の質疑応答という形で進めさせていただければと思います。

そのような形でよろしければ、八田座長から議事進行をよろしく願いしたいと思います。

○八田座長 それでは、改めて、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、文部科学省から御説明をお願いしたいと思います。

○田中参事官 それでは、よろしく願いいたします。

では、前回、4月27日に説明できなかった部分、それは今申し上げた非公開の部分も含めて、今回、御説明させていただきたいと存じます。

まず、資料の2ページ目を御覧いただければと思います。水都国際学園は、国際バカロレア（IB）を実施している学校ですが、この背景の説明が不十分だったかと思っておりますので、補足させていただきます。

IBにつきましては、批判的思考や幅広い知識の探求スキルなどを育成する特徴的なカリキュラムでありまして、双方向型・協働型の授業です。先生が一方向的に教えるものではない。そういったグローバル化に対応した資質を育成する教育プログラムでございます。特にこのプログラムは、右側にあるように、三つございます。DPと言われておりますが、高校レベルのディプロマ・プログラムは、国際的に通用する大学入学資格（IB）が取得可能です。つまり、これを取ることによって、海外の主要な大学、最近では国内の大学もこれで入学を認めていますが、そういったことが可能になります。

IBにつきましては、国際的な教育を行うという意味で非常に重要でございますので、政府の成長戦略でも200校以上を目指すと掲げておりまして、文部科学省としても、IBの普及促進を進めているところでございます。そういう意味では、水都国際が公立でIBに取り組んでいただいているのは、我々としても非常に前向きに受け止めているところでございます。

IBにつきまして、水都国際ですが、下のほうですが、この学校の開校は2019年ですが、2年目の2020年4月から高校2年生、3年生を対象に、今ほど申しあげました大学入学資格が得られるDPを開始しております。これは生徒全員が受けているわけではございません。1学年は約80名ですが、2020年度で言いますと、高校2年生のうちの10名、3年生は6名が履修している状況でございます。IBをやると、英語は当然のことながら、その他の教科についても、英語でイマージョン教育をやる必要が出てきます。ただ、日本語DPもやっています、本来は英語、フランス語、あるいはスペイン語等でこのカリキュラムをやるのが前提なのですが、日本で普及のために、日本語DPをつくりました。ただ、それでも英語でのイマージョン教育が必要でして、水都国際では、数学、理科、もちろん英語で、英語による教育を実施しているところでございます。

DPは、特色はあるわけですが、今、全国には58校ございます。うち国立は2校。それから、水都国際と比較対象になるであろう公設公営、公立学校は現在9校ございます。この点、前回の資料で国立3校、公立8校と誤って記してしまいました。大変申し訳ありませんでした。正しくは国立2校、公立9校でございます。具体の学校は、下にあるとおりでございます。

それでは、水都国際中学校・高校の前回御説明しなかった点を中心に申し上げたいと思います。現状でございます。

外国人教員の配置状況でございますが、先ほど申しあげましたように、英語、数学、理科でイマージョンプログラム、英語での教育を実施していますので、そういった教科の先生方、実習助手が一番多くなっています。ICT職員が外国人の職員となっております。ただ、この20名のうち、日本の教員免許を持っている方は11名という状況でございます。これはまだ教員も集めている途上なのではないかと思っておりますが、当初、開設時の構想では、右側でございますが、全教員のうち4分の1～3分の1は日本の教員免許状を持つネイティブの教員を採用するとしていたところには、まだ若干届いていないかなというところがございます。

それから、2021年度の卒業生、これは初年度の高校生ですが、海外大学に4名が合格している状況でございます。

水都国際中学校・高校につきましては、指定管理の期間が10年間ですが、これがまだ4年目ということで終わっていないわけですし、中高一貫の6年のプログラムのほうが本当の狙いなのですが、こちらはまだ高校1年生という状況でございます。現時点では、本校を基に公設民営学校制度の効果の検証が可能と言える段階ではないのではないかと考えております。

それから、改めて現状の生徒の在籍状況を御説明いたしますが、中学校は1～3年生それぞれ80名定員ですので、80人が入っております。

まず、1年生で入った段階では、前回のワーキングでも御意見申し上げさせていただきましたが、指定管理の途中で、教職員が全部入れ替わる可能性があるわけですが、八田座

長から事前に説明すればいいだけではないかと御指摘いただきました。確かにそういう面もあるかと思いますが、今の中学1年生は、在学中に指定管理が終わりませんので、そういったことを前提に入学しているわけではないということでございます。

また、前回も申し上げましたとおり、そもそも現在の高校2年生、3年生には、中学校から入った組はいません。この子たちがどうなっていくのかというところもしっかりと見ていく必要があると考えております。

それから、今申し上げましたことと重なりますが、今後ですが、公設公営が無理だというような、公設民営ならではの素晴らしい人材育成ができるのかどうかということとともに、今後、リスクがあり得るイベントが色々あると思っています。そこを乗り越えて、問題なく円滑に学校運営ができるかどうかをしっかりと見ていく必要があると思っています。

具体的には、先ほど申し上げましたが、2028年から2029年にかけて、指定管理の更新がございます。ここで水都国際を大阪YMCAが引き続きやるのか、やるとしたら問題は少ないのですが、もし他の法人になったときに、円滑に移行ができるのかどうか。これはなかなか課題が大きいと思っています。

それから、先ほど申し上げましたことと関連しますが、そもそも新校舎もこれから完成するわけですが、2029年にまたがる生徒は、中学入試の場合は、2024年1月以降に入ってくる。この生徒に対しては、八田座長からも御指摘がありましたように、途中で教員が全部替わるかもしれないけれども、その前提で入ってくださいと説明していただく必要があるのかなど。それに対して保護者や生徒がどう反応するのかなどというところも見ることがあると思っています。

また、IB認定校ですが、これも永続的なわけではなくて、5年間に1回更新していく必要がございます。これが2025年2月に来ますので、IBの審査を更新できるか。校長先生も頑張りますとおっしゃっていますし、是非頑張りたいと思いますが、これもしっかりと見ていく必要があるのかなど。

それから、中学校から入る組、2025年3月以降に入った生徒につきましては、途中で教職員が全部替わるかもしれないので、そういったリスクを丁寧に説明した上で、どれだけ生徒が集まってくるのかも見る必要があると。

まだこれからも色々チェックポイントがあると感じているところでございます。

3ページ目につきましては、御参考でございます。水都国際1期の高校生の大学進学実績でございます。

最後に、4ページ目で、改めて文部科学省の考え方を御説明申し上げます。

今申し上げましたとおり、水都国際中学校・高校につきましては、現時点では、他の公設公営の学校の取組を上回るだけの成果が出ているとは言えないと考えております。

同校におきましては、もし公設民営制度を活用した人材育成の成果がしっかりと発揮されるのであれば、この先の話でありまして、現時点でこの1校の実績を基に、公設

民営学校制度の効果の検証が可能とは考えておりません。

また、今日は説明しませんでしたでしたが、愛知総合工科高校は専攻科の活用事例でございます。繰り返しになりますが、専攻科は、設置の目的、教育の質の担保の仕組み、修業年限、これは2年間です、生徒の年齢層、高校を卒業してから入る学校で、18～19歳で入る学校です。こういった様々な点で、一般の高等学校とは全く違うものであるということございまして、愛知総合工科の事例をもって、一般の高校、15歳で入る高校や中高一貫校の公設民営化を全国展開の検討の材料にするには、それは違うだろうと考えております。

このため、結論といたしまして、国家戦略特区は他にも地域があるので、色々やりたいという例が出てきて、本当はもっと複数の公設民営学校の例を検証したいと考えているのですが、今のところそういった声はありません。一般の高等学校、中高一貫校の公設民営化については、まだ全国展開を検討できる段階には至っていないと考えております。

一方で、愛知総合工科高等学校専攻科につきましては、前回に御説明申し上げましたとおり、一定の教育成果が出ているのではないかと考えております。この点は水都国際とは違うかなと考えているのですが、一方で、国家戦略特区の制度の趣旨と、これによって法律上、特例であることを考えますと、外国人の教員を採れるところが一番大きいのです。外国人の教員の給与を上げたり、外国人の幹部教員を採れるというところでは、

ところが、この専攻科の取組は、実務家教員の登用、企業と連携した実習などで、別に今の制度の下でも十分に実施可能です。具体的には、特別非常勤講師の発令であったり、教職課程を出ていなくても、企業出身の方に特別免許状。確かにこの事業件数が少ないという課題はありますが、実際に出しているのは、工業科の企業人とかに出していたりします。そういったものを使っても実施可能でして、実際、数は少ないのですが、他の工業高校の専攻科でも、こういった愛知総合工科のような積極的な取組を実施しております。

そう考えますと、愛知総合工科は頑張っていると思います。愛知県は、本科の高校も含めて、非常にいい教育をしています。愛知県は、さすが物作りの県だけあって、企業との連携とか、工業高校への投資という意味では、非常に頑張っていると思いますが、この成果が公設民営だからできたのかどうかということは、もうちょっとよく検証する必要があるのではないかと考えております。

また、専攻科のみの全国展開をすべきというお話もあるかもしれませんが、他の地方公共団体からは是非これをやりたいという声が、私どものほうでは今のところ全く聞こえてきておりません。その中で、もしこれをやるとなりますと、学校教育法を変える必要があります。これは当然、国会での御審議が必要になるわけですが、告示とか省令等であれば、文部科学省の判断で変えて、ニーズはないけれども、全国展開して、手を挙げる人がいたら良かったということもあるかもしれないのですが、法律、国会で御議論いただいて、法律を変えるということになりますと、やる人がいるかは分かりませんが、全国展開しますというのは、なかなか難しいと考えてございまして、全国展開は、専攻科に限ったとしても、現時点で難しい、適当ではないと考えております。

なお、もしこういった全国展開の可否を検討する段階に至った場合、教育制度の設置者管理主義という戦後の学校教育制度、70年以上の学校教育法の下による制度の根幹に関わる部分でございますので、教育審議会における専門的な議論、さらには全国の教育関係者、保護者なども含めて、そのコンセンサスを得るためにも、審議会における専門的かつ広範な深い議論が非常に必要になってくると考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御議論をいただきたいと思うのですが、まず、八代委員、お願いいたします。

○八代委員 ありがとうございます。

今御説明いただいた、そもそも何と比較するかということで、全国には無数の公立学校があるわけで、そちらのほうはどうなっているのかということです。ですから、公設民営は、あくまでも普通の公立学校と比較してどうかという視点がなぜないのか。

もう一つは、公設民営をすることで、どんな弊害があったのかを説明していただくことが大原則です。本来、文部科学省が規制するのが当たり前である、それがデファクトスタンダードで、公設民営は例外的に認めてやるというお考えのようですが、そうではなくて、今、国際化して、多様化する時代ですから、色々な工夫をやってみる。弊害があれば、それはダメですが、弊害がなければ、他の一般の公立と比べてよければ、それでいいのではないかという観点がなぜないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、外国人の教員についても、もちろん、給与とか色々な面で公設民営のメリットがあるわけです。公立でも制度上できるとおっしゃいましたが、それが實際上、難しいから、こういうことをやっているケースもあるわけで、なぜ多様性を認められないのか。多様性自身に価値がある。その点について、是非お話を伺いたいと思います。

以上です。

○八田座長 それでは、お願いいたします。

○田中参事官 八代委員、御指摘ありがとうございます。

まず、普通の学校と比較するという委員のお考えは承知いたしました。まず、この特区の目的は何なのかというと、国際的な人材育成、産業競争力の発展のために特例を認めただけですので、比較対象は、全国の学校の中でも、国際的なことに力を入れている学校。具体的には、水都国際もやっているようなIBの学校、あるいはIBを取っていないけれども、国際的な人材育成に力を入れている学校が比較対象として適当ではないかと思っております。

御指摘のとおり、全国に色々な高校がございます。いわゆる進学校ということで、難関大学にどんどん合格する学校があれば、不登校だった子どもたちを一生懸命に受け入れて、何とか学校教育になじめて、社会で自立して生きていけるようにするような学校、あるいは工業の専門性であったり、商業の専門性であったり、そういったものを身に付けるような学校とか様々がございます。中学校までは義務教育ですので、多様性というお話もかな

りありましたが、ナショナルスタンダードとしての一定の保障が必要だと思っています。

御指摘のとおり、高校は多様であってもいいですし、実際、多様なのですが、比較するときに、特に大阪みたいにいっぱい高校があるところで、色々な違うタイプの高校と比較するのは、子どもとしてはあまり意味がないのではないかと考えているところでございます。

それから、では、なぜそれを認めないのか、文部科学省が規制するののかと。これは水かけ論になりますので、むやみに規制しているつもりではないのですが、教育の継続性、安定性が大事であると子どもは考えております。公設公営の学校であれば、前回、御指摘もございましたが、確かに今、少子化の中で学校を閉じざるを得ない、統合せざるを得ないことは、地方においてあり得る話です。実際に起こっています。ただ、それはあるとき突然、先生が全員替わるということではもちろんございません。計画的にやっていくことでございます。入ったと思った学校が急になくなったということは、公設公営では絶対、絶対というのは、天変地異があれば別ですが、ございません。

ただ、公設民営にすることによって、そのリスクは、どう制度設計しても間違いなく広がります。それは今回、受けていただいている大阪YMCAも、名城大学も、非常に実力もある立派な法人でして、特区の中でこういういい学校に受けていただいて良かった、安心できると思っています。こういったところがすぐに、明日ダメになることは多分ないだろうと思いますし、全くそんなことは望んでいないわけですが、全国に広げたときに、本当にどこの学校でもできるのか。先日、和歌山の私立学校が給与の未払いで、生徒のストライキをしたということで、ニュースになりました。こういったこともあってほしくないですし、ないようにするための私立学校制度なのですが、それでもやはりそういうことがあることもあります。

当然、そういったリスクは、公設民営にすることによって高まってくるわけですし、前回、先ほども申し上げましたとおり、仮に大阪YMCAなり、名城大学でしっかりとやっていたとしても、また、全国でそういう立派な法人がやったとしても、5年に1回とか、10年に1回の指定管理のタイミングで教職員が全員入れ替わる事態は、安定的にやっても生じ得る制度であります。そのようなリスクを冒す制度、それは多様性かもしれませんが、継続性、安定性、つまり、子どもたちが入った学校がなくなってしまう、今までお世話になっている先生が一気に替わってしまう。そのような状況をわざわざ文部科学省が作り出す必要はないというか、制度的にそれが起こらないようにするための制度だと思っています。それは自己責任だという話もあるかもしれませんが、子どもはそうは考えておりません。これはなるべく子どもたち、保護者の期待に応じて、しっかりとこの学校で学べることを保障していくべきだと考えているところでございます。

それから、多様性の御質問もいただきました。確かに多様性は、先ほど申し上げましたように、特に高校でも大事ですし、これからは義務教育でも外国人の生徒が増えております。不登校の生徒も、残念ながら増えております。そういった中で、学科の在り方自体を

多様なもの、包摂性の高いものにしていく必要があると考えております。ただ、それは今、公設公営でも十分にできるのです。グローバルな教育に力を入れている例もありますし、不登校の子たちを一生懸命に支えるような不登校特例校もございます。そういった中で安定的な運営を実現していくということでありまして、つまり、それによって何かものすごいメリットがあればいいのですが、そういうメリットが見当たらないのに、その中にわざわざ学校が一つ潰れるかもしれないというリスクを持ち込む必要はないのではないかと考えております。

長くなって申し訳ございませんが、以上でございます。

○八代委員 一言だけ。

さっきの和歌山の問題高校は、私立校ですね。これは公立民営なので、当然、教育委員会とか市が責任を持っているわけだから、一般の私立学校と比較するのは、フェアではないのではないですか。

それから、完全な公立校でも、問題があるところは山のようにあるわけで、潰れさえしなければ、一方的に公立で安定的だからそれがいいというのはおかしいわけです。

では、他の委員の方、よろしくをお願いします。

○田中参事官 よろしいですか。今の御意見に対して、申し上げることはできないですか。

○八田座長 いいですよ。どうぞ。

○田中参事官 よろしいですか。御指摘、承知いたしました。

私立も、どこのというか、ちゃんと設置認可はしているわけですので、あのような例は起こってほしくないと思うのですが、確かに、公設民営なので、公の部分保証することになります。ただ、それを受けている私立学校のほうが、例えば色々な課題で運営ができなくなったときは、公立のほうがセーフティーネットを差し出せというのがこの特区の趣旨でございます。もちろん、それによって学校の存続は保障されると思いますが、結局、そのときも教員が入れ替わるとか、大混乱が起こることは間違いないので、そういったリスクをわざわざつくる必要はないと考えてございます。

○八田座長 おっしゃることは、結局、私立学校は全部なしにしたほうがいいのかという議論に通じると思うのです。私立学校には、継続性に関する問題は、国公立に比べればそれなりにあるかもしれないけれども、それをはるかに超えたメリットがあるから私立学校をやっているわけです。生徒たちは、先生にみんな替わってもらいたいと思うのに、永遠に替わらないというろくでもない公立高校よりも、私立学校のほうがよほどいいと思うのです。もしダメならば、先生を替える。そういうほうがいいと思うし、今、この場合でも、公設民営でいいと思うのです。

文部科学省が「こういうことは好ましい」とか、「好ましくない」とか言わないで、「情報をきちんと提供しろ、情報を隠して生徒を募集してはいけない。その代わりに、情報を公開して、生徒や保護者たちが主体的に選ぶようにしなさい」と言うべきだと思います。それから、もちろん、何かの形で学校が潰れたときに、生徒が他校に移りやすくしてやる制

度は、特区のこれだけではなくて、私立学校全体に対して一般的に文部科学省としてお考えになる必要があると思います。

文部科学省の考えから望ましくないとおっしゃるのは、さんざん伺ったけれども、実際にそこにいる人たちにとって、決定的に抜き差しならない問題があるという結果が何かあったのでしょうかということです。八代委員がおっしゃったように、基本的にはダイバーシティを増やす効果があったと思うのですが、これをやったことによる弊害の明確な御指摘がなかったように思うのですけれどもね。

○田中参事官 その点に関しまして、繰り返しで恐縮ですが、今後、そういった結果が起り得る、制度上どうしても避けがたいということでございます。

まず、前提として、私立が要らないとは全く申ししておりません。私立は、それぞれ建学の精神に基づいて独自の教育をやっている、非常に尊重すべきものでございます。色々な成果も上げておりますし、中には、色々と困難な子を一生懸命に受け入れている学校もあります。先ほど学校が経営困難に陥った例を言ってしまいましたが、これはかなりレアケースでして、実際には私立学校制度によって、かなり安定的な運営が少子化の中でも営まれております。

今回、それと違うのは、先ほど来、何度も申し上げていますが、指定管理である以上、大阪YMCAがしっかりと健全経営をしていたとしても、途中で別のところが入ってきて、あるとき教職員が総取っ替えになる可能性があるわけでありまして、これは普通の私立学校では起り得ないことでありまして、そのリスクは今後、想定し得るわけですし、生徒の皆さんも、まさに座長がおっしゃるとおりだと思っておりますが、ちゃんと説明してから入ってくるのが大事ですが、現状、そういった説明を受けないで入っているわけです。そういった説明を受けて、普通、保護者目線で言うと、それで全員が替わってしまうのだったら、どうしようかなと悩むのだと思っております。それを乗り越えて入ってくるのかどうかというところもしっかりと見る必要があると思っております。

ですから、弊害は今後起り得るということで、そのリスクが起こるかどうかが、起こった場合にどう対処できるかというのはしっかりと見ていく必要があると思います。

さらに付け加えますと、先ほど座長から、私立の先生は悪かったら全部替えればいい、公立はずっと替わらないとおっしゃっていましたが、人事異動は公立のほうがはるかにやりやすいと思っております。つまり、公立は、200校なりの間で先生を人事異動でローテーションしていますので、少しずつ教員を替えていけるわけです。

私立の場合は、その学校しかなければ、その教員しかいないわけでございます。それを全員解雇して新しい教員をぱっと雇うことは、極めて非現実的であることは申し添えます。○八田座長 「為にする議論」をしておられるような気がします。公立高校などは、公立の高校の主体性を持って色々とやるのではなくて、先生が上からどんどん回されてくるようなことがあります。

今御指摘になった指定管理者の問題は、基本的に、今まで弊害があったわけではないの

だけれども、おそれがあるという問題は、特区を作るときにもう解決しているのです。特区でこれをやったのです。そして、これで弊害がなかったら、全国展開しましょうというのは、最初からの決まりなのです。だから、振出しに戻って、弊害はまだ起きていないけれども、そもそもこの制度に危険がこれからあるかもしれませんというのは、理屈として成り立たないのではないのでしょうか。

今のは全部八代委員の補足です。他の委員の方で御意見がありましたら、どうぞ。

○阿曾沼委員 よろしいですか。阿曾沼です。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 説明をありがとうございました。

私は私学出身でございますから、何となく複雑な気持ちで伺っておりました。お話を伺って感じることは、基本的に将来のリスクは、文部科学省として、そして専門官として全て想定し把握できているわけですね。しかし、少なくとも今のお話の論理は、個人の自由を侵害するような話につながっていくということで、統制教育に非常に近い形になっていくのではないかと危惧を感じました。

基本的にリスクが分かっているのだったら、今後、全国展開する上で、このリスクはこのようにヘッジしていきましようという具体的な施策を示して考えていくことも監督官庁の重要な役務だと思います。弊害があったのかという点、その弊害を明確に示していただきたいと思います。

リスクがあるのは当たり前で、全ての社会にリスクがあるわけですから、リスクが分かっているのだったら、そのリスクをヘッジするために、監督官庁としてどうすべきなのかという案を明確に、具体的に述べていただかないと、納得できないというのが率直な感想でございます。

○八田座長 文部科学省、お願いします。

○田中参事官 御指摘ありがとうございます。

平行な議論をしてしまって、大変恐縮でございますが、何にせよリスクがゼロということはもちろんないと思うのですが、同じ学校教育ができるのであれば、リスクは少ないほうが当然いいのだろうと私どもは思っています。私学をないがしろにしているわけではありません。そのような心証を与えてしまったのであれば、そこはおわび申し上げたいと思いますが、私学は私学で本当に優れた成果をしっかりと上げていますし、文部科学省で、私の部署でも優れた取組をしていることは、国公私問わず支援もさせていただきますので、誤解させてしまったのであれば、そこは大変申し訳ありませんでした。

同じように、統制教育という厳しい御指摘もありましたが、私どもとしてはそうは考えていなくて、制度をなるべく安定的にするのは、子どもたちのためなのです。学校が、先生が全部替わってしまう、明日、潰れてしまうかもしれないというリスクはなるべく減らしてあげたい。その上で、いい教育を実施できることが必要だと考えているわけでございます。

また、さらに繰り返しになりますが、これは法律を変えてやる話で、全国からやりたいという声がない中で法律を変えるのは、行政、法律の世界では極めて困難というか、正直、無理ですし、今、この場ではこういう議論ですが、何でニーズがないのにやるのだといったときには、政府としては全く説明がつかないと思っております。その上で、もし全国展開をすることになったときは、当然、知恵を絞ってリスクヘッジの仕組みを考えなければなりません。それはおっしゃるとおりだと思います。

その場合ですが、正直、そこはまだ十分な検討は全然できておりませんが、私が先ほど来申し上げていますように、教職員が全員替わってしまうことは大きなリスクだと思っております。指定管理のときにこれをどう避けるかという、例えばですが、旧法人、大阪YMCAがもし次の法人へ移るのであれば、そこから職員、教職員をある程度引き継ぐことを義務付けるとか、指定管理の期間は今、10年で、これも通常の指定管理に比べると大分長いと思いますが、これをさらに長くして、30年にする。そういったことが考えられるかなと思うのですが、そのやり方は、いずれも普通に考えて、そういった制度を義務付けるのは、多分、立法的にもかなり困難ではないかと思っておりますし、指定管理を長くすると、では、何のための民営なのだという話になりますので、そこは考えてみたのですが、当面は現実的ではないと思っております。

どうしても水かけ論的になってしまっていますが、今まで弊害があったのか、ないのかという、弊害という言葉の定義にもよりますが、水都国際については、少なくとも期待された効果は、まだ出るには至っていない。もう少し様子をしっかりと見たほうがいいのではないかと考えています。

それから、先ほどの繰り返しになりますが、公設公営で十分にできる内容だなというところがございます。

そこをしっかりと見ていく必要があると思っております。平行線になってしまうのかもしれませんが、私どもとしては、そのように考えているところでございます。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

公設公営でもできるから、私学はダメなのだというふうに結び付けること自身が、多様性を否定するような気がしますので、そういう論理展開は、一般的にはなかなかすんなり受け入れられない気がします。公立でもできるのだったら、誰でもやっていいではないですかとなってしまいますので。

○田中参事官 そこが十分に伝わっていなかったら申し訳ございませんが、私学が受けるのがダメというよりも、指定管理でやっている以上は、どこかで総取っ替えのリスクがあるわけです。そのリスクは避けがたいということでございます。普通の私学だったら、通常、そういうリスクはあり得ませんので、先ほど教員は替えられないと言いましたが、しっかりとした職員が長年、建学の精神に基づいて、継続的にしっかりとした教育を行っていただく。これは非常にいいことだと思っております。

○八田座長 私学は潰れる可能性があるとおっしゃったではないですか。公設民営に関し

て危惧されるのなら、私学だって潰れる可能性があるわけですから、同じことです。

取りあえず、法律は変えていただきたいのです。その根拠は非常に簡単で、要するに、特区でやったことに弊害がなければ、全国展開するというのが閣議決定で決まっている。特区の基本方針なのです。だから、それに基づいて法律を変えるだけの話です。元々設置管理者主義は、特区でさんざん議論した上で、これを事業化しましょうということも決めたわけですから。そして、それに特段の弊害がなかったら、閣議決定に基づいて全国展開するのは当たり前だという理屈で我々は考えています。

○田中参事官 承知いたしました。

前回もそのような御指摘をいただいたかと思いますが、特区の弊害がなかった成果についてというので、成果がまだ十分に見られないのではないかというか、特に中高一貫に対しては、まだそこを評価する段に至っていないことは繰り返し申し上げさせていただきたいと思います。

それから、私学がということも、私学が潰れるかもしれないという議論は、今回の議論というよりも、この特区制度をつくるときの議論でございました。なので、もし私学が途中で潰れてしまったら、教育委員会が必ずセーフティーネットを引くようにということが求められているわけでございます。

確かにこの4年間、潰れるようなことになっていないわけですし、それは私としても本当に良かったと思っておりますが、そのことが主たる議論というよりは、指定管理が替わるときに、私学が健全経営をしていたとしても、どうしても学校の教職員が入れ替わってしまう。今後予期されるこのリスクが分かっているのに、何で広めるのか、しかもニーズもないのと言われると、今、閣議決定のお話もありましたが、私どもとしてはなかなか説明がつかないと考えているところでございます。すみません。これはどこまでいっても平行線かもしれません。

○八田座長 国会は、元々特区を認めたではないですか。そのことですよと言えば、それで済みますね。

それでは、他の方で。落合委員、よろしくお願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

議論されている中で、リスクの点についてですが、今回、運営されている複数の学校の中で、具体的に潰れそうとか、そのように見られるようなところがあるからそのように言われているのかなとも聞こえるのですが、まず、そのところはそういうわけではないのかどうかということです。また、制度をつくる段階の議論ではなくて、実際に見てみて、やっていただいて、それを踏まえて議論している場面ですので、そのように見られているということなのかどうかということ。

かつ、仮にこのリスクがあるのだとすれば、この部分は総取っ替えのお話もされていると思うのですが、認可を継続するための条件として、体制を一定程度整備していることという形で、それを前提にするというやり方があると思われまます。文部科学省が持たれて

いるほうで、制度上、そういう制度があるのかどうかは分かりませんが、やり方としてはあると思いますし、それで買収して入れ替えたなら、結局、運営ができなくなってしまうということであれば、買収して運営を交換することをやろうという方は、普通はいなくなるはずですので、そういう形で防止できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○田中参事官 御指摘ありがとうございます。

まず、これも先ほど申し上げたかもしれませんが、今ある2校につきまして、法人の運営に課題があるとは思っておりません。法人自体は安定的にやっているといたしますし、それは私どもも非常に安心して、ほっとしているところでございます。リスクの話は、何度も繰り返しになってしまいますが、安定的にやっていた上でも、教員総交代のリスクはあり得るとというのがこの制度の特徴だと考えております。

また、この特区を認めたときは、特区だったらこういう実験をしてみてもいいのではないかと認められたものと承知しておりますし、先ほど申し上げましたように、高校は多様ですので、本当にこの2校というか、専攻科を除くと実質1校のみでできるのか、責任を持って判断できるのかと言われると、私どもとしては、ニーズもない中ではできないということでございます。

それから、最後におっしゃっていたことは、すれ違ってしまったら申し訳ないのですが、ちゃんとそういう条件を付してやることは、もちろんあり得ると思います。学校側の問題もあるのですが、むしろそれを聞いて、生徒、保護者がどれだけ集まってくるのか。中高一貫校は人気なので、集まるかもしれませんが、八田座長からも説明があったとおり、むしろ生徒、保護者に対してちゃんとリスクを説明して、この学校は公設民営なので、素晴らしい先端的な取組をするのだけれども、一方で、普通の公立学校と比べると特殊な可能性というか、教職員が全部替わる可能性があることはちゃんと説明して、その上で、生徒がどういう反応を示して、実際に円滑に学校が回っていくのかといったところは、しっかりと見る必要があると思っています。

質問にお答えできていなかったら申し訳ありません。

○落合委員 ありがとうございます。

まず、前半の部分は、具体的な法人の運営に懸念がないということだと思いますので、その部分は懸念がないのにリスクを出されているように思われ、具体的な根拠がないように思います。

後半の部分については、リスクがあるというお話をされていたのですが、おっしゃっていただいたことを踏まえると、総取っ替えになるリスクがあるので、むしろ制度的に足りないところがあるのであれば、それを足すわけですので、今やっているものより安定するはずで、そうでなければ、追加して要件を付け加える意味はないと思われま。

そうすると、今おっしゃっていただいたのは、要件を加えると、むしろ不安定になるのではないかとということなのですが、それは厳しくしているのに、そこは正しくディスクロージャーするという前提であれば、そのようにすることによって不安が増えることはあり得な

いと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中参事官 総取っ替えのところは、十分に御理解いただかなければいけないのですが、健全な経営をしても、他の学校法人が、では、次はうちが水都国際をやろう、あるいは愛知総合に手を挙げようと競争になることはあるわけです。

これ自体は、質の向上、切磋琢磨という意味ではいい面もあると思うのですが、結果として、より力のある法人が運営を取った場合には、教職員は丸ごと入れ替わる可能性があって、それは子どもたちにとっては大きな衝撃があるだろうということを申し上げていますし、事前にそういったことを説明する必要がある。学校がダメだから取って代わられるということではなくて、他に強力なライバルが出てくることはあるわけです。それだけで見たら、否定されるべきことではないのかもしれませんが、むしろ歓迎すべきことかもしれませんが、学校の特特殊性を考えますと、学校で子どもたちが丸だからといって先生が全部替わったというので安定的なのかという、そうではないのかなと思っております。

それから、学校に対して、それを避けるように、先ほど申し上げたような要件を課したときに、それがそもそも法制的にできるのか分からないことに加えて、あまりそこを厳しくすると、手を挙げてくる学校法人が果たしてどれだけあるのか。今、そもそもやりたいというところもないわけですが、制度を作って、そこを厳しくして、さらに誰も手を挙げてこない。そうすると、全国展開という成果は達成できたかもしれませんが、教育の多様化という成果は達成できないわけですし、もしそれが目的だとしたら、そこはよくよく検討する必要があるのかなと思っています。

もう一つ申し上げますと、これは座長からも御指摘がありました。私は当時、担当していたわけではありませんが、その2校をつくる時も大変な御議論があったと承知しております。そういった中で、留意事項ということで文部科学省でも通知を出しております。これは当然、内閣府とも相談した上で私どもから出していると思うのですが、私学で気を悪くしないでいただきたいのですが、理屈としては、公設公営よりも不安定度は高まってしまいますので、設置者は、管理の継続が困難となる事態が生じた場合、つまり、途中で経営が傾いてしまうとか、そんなことがあった場合に備えて、教育委員会が自ら管理できるようにするとともに、入学しようとする者、要するにこれから水都国際あるいは愛知総合工科に入ろうとする者に対して、この学校は管理の継続が困難となる緊急の場合もあるかもしれないので、そのときはという特性について、入学しようとする者、その保護者にあらかじめ十分に説明を行うことということで通知をさせていただいております。先ほど御指摘いただきましたとおり、実際にはそういうことは起きていないわけです。

それは本当に良かったと思っておりますが、大阪も、愛知も、この点の対応を今回改めて聞いてみたのですが、保護者、子どもに対してこういった説明、要するに、うちは公設民営なので、特色はあるけれども、指定管理の交代という意味ではなくて、経営が困難になって、もしかしたら急に学校の運営者が替わってしまうかもしれないという説明は、実際にはほとんどしていないことが分かりました。私としても、そんな説明をして保護者、

生徒に不安を与えたくないという気持ちはすごくよく分かりますし、現に2校ともしっかりとやっているわけです。

先ほどの総取っ替えの話は、一般にやっても起こり得るわけですが、今後、入学者に、うちの学校は法人がしっかりとしていますが、高校2年生のとき、中3のときに先生が全員替わるかもしれませんが、それでも入学してくださいと説明してもらう必要があると、八田座長の御指摘にあると思っておりますが、これを説明しろというのは、学校にとっては非常に大きな負担になってしまうなど。説明しなければいけないのですが、ここは結構厳しいお願いを学校にすることになってしまうなどというところは正直、悩んでいるところではあります。

○八田座長 では、文部科学省が説明すればいいではないですか。文部科学省が「こういうパンフレットを必ず配って下さい」と言えばいいではないですか。

そこがあるから一切全国展開しませんというのはあり得ないので、きちんとやった上で全国展開すべきですね。

○田中参事官 そこがあるからという理屈で、今まで申し上げていたわけではありません。

○八田座長 でも、総取っ替えも、おそらく、すごくいい先生たちに替わる可能性があるわけで、子どもたち次第ですね。最初からそういう可能性があることを認知させた上でやるべきだし、僕が新しい管理者になるならば、前の学校のいい先生を結構残します。だから、それはあまり色々な措置を講じないで、総取っ替えになる可能性はあると言って、そして次の学校は、よりよい教育をするところを選べばいい。それで済む話ではないですか。

○田中参事官 それで済むかどうか、実際のところを確認してみたいと思っております。

○八田座長 当事者に言って、生徒がちゃんと学校に来れば、それで大丈夫です。生徒が、「そういうことならば、その学校に入りません」と言ったら、それはまた別問題にすべきです。

○田中参事官 なので、そこを確認する必要があるかと思っております。

○落合委員 さっきの平行線になっているところは、それはそれであまり具体的な理屈もなくリスクを言われているように思います。それに加えて、先ほど手を挙げるところがなくなるのではないかとおっしゃったのですが、今、実際に二つ手を挙げてやられているところがあって、その二つはそういうことを考えているのでしょうか。そのように認識しているからそのように言われているのでしょうか。

○田中参事官 議論がごちゃごちゃになってしまって恐縮ですが、今、全国展開した後の話も議論しているのかと思っておりますので、今は2校ありますし、むしろこの特区ではこれからもしっかりとやっていただきたいと私は思っていますが、それを全国展開したときにどうなのかということも申し上げたつもりでございます。

○落合委員 なので、全然おられないわけではなくて、現におられるわけなので、全くないというおっしゃり方は違うのではないかと思います。

○八田座長 それから、これはもううちの事務局からお聞きになっているかもしれないけ

れども、愛知の専攻科の場合には、全国の学校から随分問合せが来ています。だから、それに関して、他のところからの関心がないということでは全くないと思います。

○田中参事官 すみません。私はそこは聞いておりませんでしたので。

○八田座長 そうですか。問合せ元のリストがあるみたいですよ。

○田中参事官 水都国際も含めて、特別な取組をしていますので、視察に行ったり、問合せとかは確かにあるのだらうと思いますが、具体的なところは聞いていないので、そこは後で事務方からいただきたいと思います。ありがとうございます。

○八代委員 なぜ具体的なことを文部科学省に連絡しなければいけないのですか。そんな義務はないわけですよ。つまり、公設民営が全国展開されたら、改めて応募するところがあるかもしれない。事前に文部科学省にそれを届ける必要性は何もないわけですよ。それは参事官が、私は聞いていないからニーズがないはずだと言っておられるのと同じではないのですか。

○田中参事官 それは私どもは聞いていないというだけで、私はニーズが存在しないというか、聞いていないことを申し上げたことですよ。あと、問合せがあったからといって、すぐに公設民営をやろうということでもないのではないかなと思ってはいますが、必要であれば、私どものほうで全国の教育委員会、特に専攻科を設置している場所はそんなに多くもないので、聞いてみるのはあり得るかと思っています。

○八田座長 しかし、その必要性は、制度がちゃんと全国展開してから、個々のところが判断すればいいことです。特区でやって、弊害がないことは、必ず全国展開すべきだという閣議決定があるから、それで他のところは全部全国展開やっているわけですよ。だから、それが一番の根拠になるべきで、どれだけニーズがあるか、ないかという調査を改めてする必要はないと思います。

○田中参事官 ニーズはなくても全国展開すべきというお考えは、今、承知いたしました。が、私どもとしては。

○八田座長 ニーズがある場合にそれが出来る状態をつくるのが肝腎で、ニーズはあるか否かを今調査する必要はない。

○田中参事官 法律をつくるのであれば、閣議決定の重みはもちろん重要なことですが、法律をつくるときに、いわゆる立法事実と言いますが、法律をつくる必要性、立法事実の根拠が閣議決定というのは、私の公務員の経験からすると、内閣法制局であろうと、国会であろうと、なかなか理解は得られないのではないかと、率直に感じております。

○阿曾沼委員 よろしいですか。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 人間は、よく三つの悪癖を持っていると言われてます。一つは、自分が住んでいる世界が全てだと思ひ、自分の経験で物事を判断し、そして自分は正しく、自分は間違っていないと考えてしまう。そのことによって平行線の議論と争いが起こっているのだなと、今日の議論を聞いてそのことを改めて感じてしまいました。

私は医療界に長くおり、かつて国立病院など統廃合、民間移譲などを一部経験しました。その多くが経営改善し、地域にとって重要な機関となったことも見てきました。その中で、医師、看護師というスタッフの方々も、組織を運営するために必要であれば、後に来る組織は、何としてもつなぎ止めようと思って努力をするのです。

ですから、八田座長がおっしゃいましたが、人が替わることは、決して全部が悪くなるということではなくて、後になってその組織を継続して担うところが自らの発展を願っていくわけですから、いい人材をきちんと確保していくのだということが通例であると思います。ですから、組織のM&A、もしくは組織の形態が変わること全て、リスクとはならないと思っています。またそのことが、むしろ教育の在り方などを考え直してみる契機となったり、多様なニーズを持った御両親の方、学生の選択の幅を広げていくのは非常に重要なことだと思います。

何回も言いますが、そんなにリスクがきちんと分かっているのなら、やりようがあるでしょうとずっと思って聞いておりました。そのやりようがあることを考えることが行政なのではないでしょうかと強く感じましたので、それだけ申し上げておきたいと思っています。

○田中参事官 御指摘ありがとうございます。どこまでいっても平行線で本当に恐縮なのですが。

○阿曾沼委員 平行線ではなくて、私は段違いの平行線だと思っています。

○田中参事官 そうですか。申し訳ありません。

多様性が重要だというのはそうだと思うのですが、途中で学校の教職員が全部替わるリスクはなるべく避けたいというのは、私どもの率直な思いです。

その上で多様なものが実現できればいいのですが、多様性も、もちろん色々な主体があっていいという考え方もありますが、継続性、安定性とのバランス、さらに、多様であるがゆえに、今まで公設公営ではできなかったこんなことができるようになったということがあれば、多少のリスクはしょうがない、一生懸命にリスクの軽減策を講じてやろうという議論になるのだと思います。それが教育の世界だと思うのですが、単に多様なだけで、特に公設公営ができることと変わらないのであれば、子どもたちのためにも、継続性、安定性の担保はなるべく強化する必要があるのではないかと。現にやりたいということは、今のところ、先ほど問合せがあるという話もありましたので確認しますが、そういう中では、なおさらそういうことだと思っています。

それから、これも水かけ論になってしまうかもしれませんが、あるとき、病院の先生とか医療者が全部替わったら、多分、きっと大変な衝撃がもちろんあるのだなと。実際には、人も一生懸命に引き継ぐ努力とかもされていて、よりよい学校、病院になっていくということだったのかもしれませんが、入院患者は、それぞれ長さは違うと思います。

学校は、中高一貫校では6年間そこに在籍していく、しかも未成年の子どもです。まだ成長期で、教師のサポートも非常に大事なので、そこに与える影響とはまた少し性質が違

うのではないのかなと、私の狭い世界かもしれませんが、そのように感じているところでございます。

○阿曾沼委員 納得することがなかなか難しいのかなと率直に感じますので、更に議論は続けていくべきと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

予定の時間を大体倍ぐらい費やしてしまいました。その中で、総取っ替えのリスクとおっしゃるのだけれども、それをリスクと考えるのか、そういうことができるのは前向きなことだと考えるのか。リスクがあることを知っていて入る人に対して、あなた、それはやはりよくないよと言うべきなのか。そういう様々な考え方の違いがあると思います。今後、事務局とも色々と調整していただきたい面もあるけれども、今日出てきた論点を含めて、これは再度議論を続けていきたいと思います。

しかし、何度も繰り返して申し上げますが、特区の全国展開は、基本的に弊害がない限り、やることは決まっています。今、どんどん進めています。特に指定管理者の問題を突破できたということで、これは特区にとっては非常に重要な案件でした。ですから、これを全国展開することは、我々も非常に重要なことだと思っていますので、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、皆さん、他にはありませんか。事務局はどうですか。

○日向参事官 ございません。

○八田座長 それでは、長時間ありがとうございました。

これで閉会いたしたいと思います。